

組 合 公 報

令 和 6 年 2 月 2 8 日

富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3

富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

電話076 (431) 8031

目 次

公告第3号 令和5年度第1次変更事業計画及び予算について 2

公告第4号 令和6年度事業計画及び予算について 3

公告第5号 富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について 4

○ 公告第3号

令和5年度第1次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の令和5年度第1次変更事業計画及び予算については、令和6年2月27日開催の第170回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組法定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

令和6年2月28日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

○ 公告第4号

令和6年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の令和6年度事業計画及び予算については、令和6年2月27日開催の第170回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

令和6年2月28日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

○ 公告第5号

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正については、令和6年2月27日開催の第170回組合会において原案のとおり議決されたので、別紙のとおり公告する。

令和6年2月28日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和 40 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項を第 2 項とする。

第 5 条第 1 項第 1 号中「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を加える。

第 8 条第 3 項中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 2 項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公告の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 5 条第 1 項から第 4 項までの規定のいずれかにより採用された職員について第 4 条第 1 項の規定を適用する場合においては、同項中「法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 3 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続く組合員期間を含む」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 5 条第 1 項から第 4 項までの規定のいずれかにより採用された日の属する月以後の組合員期間に限る」とする。

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年6月17日規則第1号）の一部を改正する規則 新旧対照表
 （傍線部分は、改正箇所を示す）

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第3条（略） （借受資格） 第4条 組合員（任継続組合員を除く。）は組合員資格を取得した日（前条第3項に規定する住宅貸付にあっては、組合員期間（法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続く組合員期間を含む。以下同じ。）1年以上となった日）から貸付けを受けることができないものとする。ただし、任意継続組合員にあっては、任意継続組合員の資格を取得した日から高額医療貸付及び出産貸付を受けることができるものとする。	第1条～第3条（略） （借受資格） 第4条 組合員（任継続組合員を除く。）は組合員資格を取得した日（前条第3項に規定する住宅貸付にあっては、組合員期間（法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続く組合員期間を含む。以下同じ。）1年以上となった日）から貸付けを受けることができないものとする。ただし、任意継続組合員にあっては、任意継続組合員の資格を取得した日から高額医療貸付及び出産貸付を受けることができるものとする。 <u>（削る）</u>	地方公務員の定年引上げに伴う地方公務員法の改正による修正。従前の再任用職員に係る規定（§28Ⅳ）が削除され、新たな再任用職員の係る規定が改正の附則に規定されたので、同様の改正を行うもの。 項番号の繰上げ
2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項に規定により採用された職員について前項の規定を適用する場合においては、同項中「法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続く組合員期間を含む。」とあるのは、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された月以後の組合員期間に限る。」とする。 3 （略）	2 （略） （貸付金の限度額） 第5条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める金額とする。 (1) 普通貸付 給料（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものまたはこれに相当するものとして次のイからニまでに掲げる組合員の区分に応じ、当該イからニまで	前条第2項を削るため、地方公務員法の引用が第5条となるため法律番号を付けるもの。

現 行	改 正 案	備 考
定めるものをいう。以下同じ。)の6月分に相当する金額(当該金額が200万円を超えるときは200万円) イ～ニ (略) (2)～(6) (略) 2～7 第6条, 第7条 (略) (貸付けの申込み) 第8条 (略) 2 (略) 3 出産貸付の借受人は、貸付申込書に所定の事項を記入のうえ、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、理事長に提出しなければならない。 (1) 第4条第3項第1号に掲げる者 母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳(以下「母子健康手帳」という。)の写し及び出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)であることを証明する書類 (2) 第4条第3項第2号に掲げる者 母子健康手帳の写し、妊娠4月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの一時的な支払いに要する費用の内訳のある請求書又は領収書 4, 5 (略)	に定めるものをいう。以下同じ。)の6月分に相当する金額(当該金額が200万円を超えるときは200万円) イ～ニ (略) (2)～(6) (略) 2～7 第6条, 第7条 (略) (貸付けの申込み) 第8条 (略) 2 (略) 3 出産貸付の借受人は、貸付申込書に所定の事項を記入のうえ、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、理事長に提出しなければならない。 (1) 第4条第2項第1号に掲げる者 母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳(以下「母子健康手帳」という。)の写し及び出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)であることを証明する書類 (2) 第4条第2項第2号に掲げる者 母子健康手帳の写し、妊娠4月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの一時的な支払いに要する費用の内訳のある請求書又は領収書 4, 5 (略)	第4条第2項を削ることにより同条第3項を同条第2項に繰り上げることによる引用項番号の改正 同上

理 由 書

地方公務員の定年引上げに伴う地方公務員法の一部改正に伴い、再任用職員に関する規定が同法第28条から削除され、改正附則に規定されたため、今後、新たに再任用職員となった者からの貸付申込に対応できるよう貸付準則の改正に準じ、本組合貸付規則の一部を改正するもの。